五
1　健康保険組合の名称　岡崎市職員健康保険組合
2　事務所の所在地　愛知県岡崎市十王町二丁目三番地
3　設立事業所の名称及び所在地　岡崎市役所　愛知県岡崎市　外二事業所
4　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日
六
1　健康保険組合の名称　豊橋市職員健康保険組合
2　事務所の所在地　愛知県豊橋市今橋町一番地
3　設立事業所の名称及び所在地　豊橋市役所　愛知県豊橋市
4　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日
七
1　健康保険組合の名称　神戸市健康保険組合
2　事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区加納町六丁目五番一号
3　設立事業所の名称及び所在地　神戸市役所　兵庫県神戸市　外十五事業所
4　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日
八
1　健康保険組合の名称　広島市職員健康保険組合
2　事務所の所在地　広島県広島市中区国泰寺町一丁目六番三十四号
3　設立事業所の名称及び所在地　広島市役所　広島県広島市　外七事業所
4　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日
九
1　健康保険組合の名称　福岡市職員健康保険組合
2　事務所の所在地　福岡県福岡市中央区天神一丁目八番一号
3　設立事業所の名称及び所在地　福岡市役所　福岡県福岡市　外十五事業所
4　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日
十
1　健康保険組合の名称　北九州市職員健康保険組合
2　事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区城内一番一号
3　設立事業所の名称及び所在地　北九州市消防局　福岡県北九州市　外十二事業所
4　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日

○厚生労働省告示第四百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成二十一年十二月九日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　合併後消滅する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　大和生命健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都江東区森下四丁目九番二十五号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　プルデンシャルファイナンシャルジャパン生命保険株式会社　東京都千代田区　外一事業所
二　合併後存続する健康保険組合
（一）　健康保険組合の名称　プルデンシャル・ジブラルタ健康保険組合
（二）　事務所の所在地　東京都豊島区東池袋四丁目二十四番三号
（三）　設立事業所の名称及び所在地　ジブラルタ生命保険株式会社　東京都千代田区　外八事業所
三　認可の年月日　平成二十一年十一月十七日

○厚生労働省告示第四百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月九日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
ナイスグループ健康保険組合	主たる事務所	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十六番一号	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番一号	平成二十一年八月一日
神奈川県鉄工業健康保険組合	主たる事務所	神奈川県川崎市川崎区駅前本町十一番地三	神奈川県川崎市川崎区東田町八番地	平成二十一年九月一日
ニュートーキヨー健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区百人町二丁目二十五番十三号	東京都千代田区有楽町二丁目二番三号	平成二十一年十月十三日
新日本製鐵君津関連健康保険組合	主たる事務所	千葉県君津市君津一番地	千葉県木更津市築地一番地一	平成二十一年十月十六日
雪印・日本ミルクコミュニティ健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区筑土八幡町五番十号	東京都新宿区本塩町十三番地	平成二十一年十月十九日
マスミューチュアル生命健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区有明二丁目五番七号	東京都江東区有明三丁目五番七号	平成二十一年十一月一日
パイオニア健康保険組合	主たる事務所	東京都目黒区目黒一丁目四番一号	神奈川県川崎市幸区新小倉一番一号	平成二十二年一月一日

○農林水産省告示第千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字草木沢上原一二三の四から一二三の七まで、一二五の四、一二七の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字草木沢上原一二三の四から一二三の七まで・一二五の四・一二七の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十二月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十一年十二月十日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　山形県山形市大字松原千五百四番地二　独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所
三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで